

議案乙第4号

一般国道180号総社バイパスの早期整備を求める意見書について

このことについて、別紙意見書を政府等関係方面へ提出されるよう、総社市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月21日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

産業建設委員会委員長 小 川 進 一

提案理由

交通事故の発生を防止し、市民の生活環境を守るため、一般国道180号総社バイパスの早期整備がなされるよう、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり政府等関係方面へ意見書を提出しようとするものである。

提出先

内閣総理大臣，内閣官房長官，国土交通大臣

一般国道180号総社バイパスの早期整備を求める意見書

令和3年11月4日、総社市街地を縦断する国道180号において、幼稚園に登園中の女兒2人とその母親2人が、乗用車にはねられるという大変痛ましい交通事故が発生しました。

国道180号は、岡山市を起点に総社市、高梁市、新見市を經由して島根県松江市に至り、沿線自治体の産業や暮らしに欠くことのできない主要幹線道路として利用されています。

しかしながら、国道180号沿線では、事故が多発しているにも関わらず、自歩道の未設置箇所が未だ随所に残されており、園児、児童生徒をはじめとする歩行者や自転車は、常に事故の危険にさらされている状況にあります。

総社市議会としては、歩行者や自転車が安心して外出できる生活環境を守る観点からも、生活エリアと交通エリアの可能な限りの分離が必要であると考えております。

現在、国道180号においては、市街地を迂回するバイパス道の建設が計画され、工事が進められておりますが、今回の事故の発生を鑑みても、1日も早い開通が望まれているところです。

つきましては、一般国道180号総社バイパスの一層の整備促進・事業促進が図られますよう、国に対して、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 総社市総社（北国府踏切南交差点）から総社市小寺間の整備促進
- 2 総社市小寺から総社市井尻野（現国道180号）間の事業促進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

岡山県総社市議会議長 村 木 理 英